

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道立総合博物館条例……………（文化・スポーツ課）	1
○北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例……………（施設運営指導課）	6
○北海道地域振興条例の一部を改正する条例……………（地域政策課）	13
○北海道消費生活条例の一部を改正する条例……………（消費者安全課）	13
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉部総務課）	13
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（保健福祉部総務課）	18
○北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（地域医療課）	20
○薬事法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……（医務業務課）	20
○北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例……………（子ども未来推進局）	21
○北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例…（子ども未来推進局）	26
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（子ども未来推進局）	26
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………（教育庁高校教育課）	27

条 例

北海道立総合博物館条例をここに公布する。
平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第91号

北海道立総合博物館条例

目次

第1章 設置及び管理（第1条－第19条）
第2章 北海道立総合博物館協議会（第20条－第27条）
附則

第1章 設置及び管理

（設置）

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

（総合博物館に置く施設）

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館（以下「本館」という。）
 - (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
 - (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）
- （事業）

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。 ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行
------	--

	うこと。 エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。 オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。 カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供すること。 キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。 ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。	(指定管理者による管理) 第5条 総合博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。 (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。 (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 (4) その他知事が定める業務 (利用日及び利用時間) 第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。 (利用の承認) 第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用（別表第2に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。 (1) 北海道百年記念塔前駐車場 (2) 北海道開拓の村前駐車場 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。 (利用の承認の基準) 第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。 (1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。 (2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
2 開拓の村	ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。 イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。 ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。	
3 ふれあい交流館	ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。 イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。 ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。 エ 自然に関する情報提供を行うこと。 オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。	
2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。		

(4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(開拓の村建物等の使用の承認等)

第12条 開拓の村建物等（開拓の村の建物（管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。）及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）並びに入口広場をいう。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければなら

い。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

(特別観覧等の承認)

第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写（以下「特別観覧」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写（以下これらを「特別利用」という。）を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別観覧等の方法等)

第14条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで(第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 北海道立総合博物館協議会

(設置)

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、

北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第23条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 博物館に関する知見を有する者

(3) アイヌ民族文化に関する知見を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
(会長への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例（平成6年北海道条例第4号）

(2) 北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）
(北海道立開拓記念館条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館条例（以下「旧条例」という。）第11条、第14条第2項又は第17条第2項の規定により指定管理者がした承認は、それぞれ、第12条第1項、第13条第2項又は第16条第2項の規定により指定管理者がした承認とみなす。

4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項、第16条又は第17条第1項の規定により知事がした承認は、それぞれ、第13条第1項、第15条又は第16条第1項の規定により知事がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請で、この条例の施行の際承認をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この条例の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。
(北海道個人情報保護条例及び北海道情報公開条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。

(1) 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第44条第2項

(2) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第23条

別表第1（第7条関係）

区 分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで (月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	午前9時30分から午後4時30分まで
北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2（第8条、第11条関係）

- 1 本館に展示する資料を観覧する場合
- (1) 常設展示を観覧する場合

区 分	利用料金の上限額	
	個 人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,000円	1人につき 850円

- (2) 特別展示（本館が開催する特別展示に限る。(3)において同じ。）を観覧する場合

区 分	利用料金の上限額	
	個 人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。	180円	1人につき 130円

らに準ずる者			
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき	280円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,000円	1人につき	850円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて観覧する場合

区 分	利用料金の上限額		
	個 人	10人以上の団体	
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき	130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	690円	1人につき	510円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1,800円	1人につき	1,420円

2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合

1回につき 280円

3 本館の特別展示室を利用する場合

1日につき 70,900円

4 開拓の村に入場する場合

区 分		利用料金の上限額		
		個 人	10人以上の団体	
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,060円	1人につき	950円
	冬期	950円	1人につき	890円
2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	夏期	1,440円	1人につき	1,180円
	冬期	1,180円	1人につき	950円

5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区 分	利用料金の上限額

1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき	230円
2 15歳以上の者	1人1回につき	500円

6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区 分	利用料金の上限額	
バス	1回1日につき	620円
乗用車	1回1日につき	300円
自動二輪車（原動機付自転車を含む。）	1回1日につき	200円

備考

1 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。

2 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第92号

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件（第3条）

第3章 基本方針（第4条）

第4章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第5章 運営に関する基準（第7条―第32条）

第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第3章 基本方針

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第4章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3章に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で

あって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がないのに、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定

に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費に相当する額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3章に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身及び家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしな

なければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容及び利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において同じ。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意

見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
 - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認めるとき又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望するときには、介護保険施設への紹介その他の便宜の提

供を行うものとする。

- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示があるときに限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められるときを除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する期間が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要があるときにはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サー

ビス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、当該利用者に係る必要な情報を提供する等、指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。

(25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう留意しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次

の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がないのに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がないのに、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がないのに、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所について広告をする場合における内容は、虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき

旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、指定居宅介護支援事業者は、速やかに道に報告しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該利用者に対するサービスの提供が終了した日をいう。）から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第16条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 次に掲げる事項を記載した利用者ごとの居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録

- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 基準該当居宅介護支援に関する基準

第33条 前3章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第25条中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第93号

北海道地域振興条例の一部を改正する条例

北海道地域振興条例（平成21年北海道条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと。

第4条第4号中「環境」の次に「、防災及び減災」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的

な取組が持続的に進められるようにすること。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 人口の減少に伴う地域の課題に対応すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第94号

北海道消費生活条例の一部を改正する条例

北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「の取引」の次に「(事業者の物品購入等（事業者が消費者との間で行う物品、権利その他のものの購入及び交換をいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、同項第4号中「又は役務」を「若しくは役務又は事業者の物品購入等」に改める。

第4条第1項中「、その供給する商品及び役務について」を削り、同条第2項中「役務」の次に「並びに事業者の物品購入等」を加える。

第16条第1項第3号中「役務の」を「役務若しくは事業者の物品購入等について」に改める。

第24条第1項中「又は役務」を「若しくは役務又は事業者の物品購入等」に改める。

第25条第1項各号列記以外の部分中「又は役務」を「若しくは役務若しくは事業者の物品購入等」に改め、同項第2号中「又は役務」を「若しくは役務又は事業者の物品購入等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第95号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表111の項及び112の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表113の項から116の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表117の項を次のように改める。

117 削除			
--------	--	--	--

別表118の項から121の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表122の項を次のように改める。

122 削除			
--------	--	--	--

別表123の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表124の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア及びイ中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「この項」を「以下この項」に、「152の7の項」を「152の12の項」に改め、同項のエ及びオを削り、同表125の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア及びイ中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「この項」を「以下この項」に、「152の8の項」を「152の13の項」に改め、同表126の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表127の項を次のように改める。

127 削除			
--------	--	--	--

別表128の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表129の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のエ及びオを削り、同表130の項及び131の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表132の項を次のように改める。

132 削除			
--------	--	--	--

別表133の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のエ及びオを削り、同表134の項及び135の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表136の項を次のように改める。

136 削除			
--------	--	--	--

別表137の項から141の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表142の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「及び144の項」を削り、「50,200円」を「72,900円」に、「30,800円」を「53,500円」に、「14,000円」を「25,400円」に改め、同項のイ中「及び144の項」を削り、「110,100円」を「135,200円」に、「76,100円」を「103,700円」に、「40,700円」を「58,600円」に改め、同表143の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア中「50,200円」を「72,900円」に、「30,800円」を「53,500円」に、「14,000円」を「25,400円」に改め、同項のイ中「110,100円」を「135,200円」に、「76,100円」を「103,700円」に、「40,700円」を「58,600円」に改め、同表144の項を次のように改める。

144 削除			
--------	--	--	--

別表145の項から146の4の項までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

146の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	ア 第一種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査 156,100円 イ 第二種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査 140,700円 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の申請に係る審査	許可申請のとき
---	-----------------------------	---	---------

条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査		87,100円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に係る審査 140,700円	
146の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 142,300円 イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 126,100円 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に係る審査 83,000円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に係る審査 126,100円	許可更新申請のとき
146の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	40,000円	登録申請のとき
146の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び	医療機器又は体外診断用医	21,000円	登録更新申請のとき

安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	薬品の製造業登録更新申請手数料		き	条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 別表147の項、148の項及び150の項から152の4の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表152の5の項及び152の6の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同表152の7の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業（」を「貸与業（」に、「賃貸業を」を「貸与業を」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料」に改め、同表152の8の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業（」を「貸与業（」に、「賃貸業を」を「貸与業を」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料」に改め、同表152の9の項から152の11の項までの規定中「薬事法施行令第80条第2項第3号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第3項第4号」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。 152の11の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業 再生医療等製品販売業許可申請手数料 31,500円 許可申請のとき
	146の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	156,100円	許可申請のとき
	146の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23	再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	129,300円	許可更新申請のとき

を除く。)の許可の申請 に対する審査			
152の11の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業を除く。）の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	12,000円	許可更新申請のとき

別表152の12の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア中「及び152の9の項」を削り、「50,200円」を「72,900円」に、「30,800円」を「53,500円」に、「14,000円」を「25,400円」に改め、同項のイ中「及び152の9の項」を削り、「110,100円」を「135,200円」に、「76,100円」を「103,700円」に、「40,700円」を「58,600円」に改め、同表152の13の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項のア中「50,200円」を「72,900円」に、「30,800円」を「53,500円」に、「14,000円」を「25,400円」に改め、同項のイ中「110,100円」を「135,200円」に、「76,100円」を「103,700円」に、「40,700円」を「58,600円」に改め、同表152の14の項を削り、同表153の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は同令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「除く。）又は」を「除く。）、」に、「賃貸業」を「貸与業」に、「除く。）の」を「除く。）若しくは再生医療等製品の販売

業の許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）の」に改め、同表154の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は同令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「除く。）又は」を「除く。）、」に、「賃貸業」を「貸与業」に、「除く。）の」を「除く。）若しくは再生医療等製品の販売業の許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）の」に改め、同表155の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「同条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業の許可証又は」を削り、「若しくは同条第2項第3号」を「、同令第5条第5項の規定に基づく同令第80条第2項第1号」に、「、化粧品若しくは医療機器の製造業」を「若しくは化粧品の製造販売業の許可証若しくは同令第12条第5項の規定に基づく同令第80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、同令第37条の2第4項の規定に基づく同令第80条第3項第1号に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証又は同令第43条の4第4項の規定に基づく同令第80条第4項第1号に規定する再生医療等製品の製造販売業」に改め、同表156の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「同条第2項第1号に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業の許可証又は」を削り、「若しくは同条第2項第3号の」を「、同令第6条第6項の規定に基づく同令第80条第2項第1号に規定する」に、「、化粧品若しくは医療機器の製造業」を「若しくは化粧品の製造販売業の許可証若しくは同令第13条第6項の規定に基づく同令第80条第2項第3号に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業の許可証、同令第37条の3第5項の規定に基づく同令第80条第3項第1号に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可証又は同令第43条の5第5項の規定に基づく同令第80条第4項第1号に規定する再生医療等製品の製造販売業」に改め、同項の次に次のように加える。

156の2 医薬品、医療機	医療機器又は	2,200円	書換え交
---------------	--------	--------	------

器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の9第4項の規定に基づく同令第80条第3項第3号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付	体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付手数料		付申請のとき
156の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の10第5項の規定に基づく同令第80条第3項第3号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付手数料	3,200円	再交付申請のとき

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）附則第63条（第2号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「旧薬事法」という。）第14条第1項の承認の申請であって、改正法の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものに係る旧薬事法第14条第6項の調査の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から平成26年11月24日までの

間においては、改正法附則第64条第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により行われる次に掲げる申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正後の北海道保健福祉部手数料条例（別表146の5の項、146の7の項、146の9の項、152の7の項及び152の11の2の項に係る部分に限る。）の規定の例により徴収する。

- 改正法第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請
- 医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請
- 医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請
- 医薬品医療機器等法第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（専ら動物のために使用されることが目的とされている高度管理医療機器等の販売業及び貸与業を除く。）の許可の申請（改正法附則第39条第1項に規定するプログラム高度管理医療機器に係るものに限る。）
- 医薬品医療機器等法第40条の5第1項に規定する再生医療等製品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業を除く。）の許可の申請

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第96号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「薬事法（」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等

の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項(5)中「第38条」を「第38条第2項」に、「第10条」を「第10条第1項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(6)及び(7)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(33)中「(32)」を「(33)」に改め、同項中(33)を(34)とし、同項(32)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(32)を(33)とし、同項(31)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(31)を(32)とし、同項(30)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(30)を(31)とし、同項(29)中「第159条」を「第159条の22第2項」に改め、同項中(29)を(30)とし、同項(28)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同項中(28)を(29)とし、同項(27)中「第153条第2項」を「第153条第3項」に、「第1条第3項」を「第1条第7項」に改め、同項中(27)を(28)とし、同項(26)中「の省令」を「の薬事法施行規則」に改め、同項中(26)を(27)とし、同項(25)中「の政令」を「の薬事法施行令」に改め、同項中(25)を(26)とし、同項(24)中「賃貸業」を「貸与業」に、「の法」を「の薬事法」に改め、同項中(24)を(25)とし、同項(23)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(23)を(24)とし、同項(22)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(22)を(23)とし、同項(21)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(21)を(22)とし、同項(20)中「賃貸業」を「貸与業」に、「の法」を「の薬事法」に、「(21)から(23)」を「(22)から(24)」に改め、同項中(20)を(21)とし、同項(19)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(19)を(20)とし、(18)を削り、(17)を(19)とし、同項(16)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(16)を(18)とし、同項(15)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(15)を(17)とし、同項(14)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(14)を(16)とし、同項(13)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項(12)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(12)を(14)とし、同項(11)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(11)を(13)とし、同項(10)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項中(10)を(12)とし、同項(9)中「第68条の10」を「第68条の23」に、「賃貸業者、特定医療関係者」を「貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者」に改め、同項中(9)を(11)とし、同項(8)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項中(8)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第68条の6の規定による特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導

及び助言

別表第1の3の項(7)の次に次のように加える。

(8) 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の管理等の兼務の許可

別表第1の3の2の項中「(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「附則第17条の規定による営業所管理者の届出の受理」に改め、同項(1)から(6)までを削り、同項の次に次のように加える。

3の2の2 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第9条第4項又は第5項の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（薬事法の一部を改正する法律の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第1条の規定による改正前の薬事法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）からの販売する医薬品の区分等の変更の届出の受理

札幌市、
函館市、
小樽市及
び旭川市

附 則

- この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、別表第1の3の項(5)の改正規定（「賃貸業」を「貸与業」に改める部分を除く。）及び同表3の2の項の次に3の2の2の項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第9条第4項又は第5項の規定により知事に対してなされた届出で、同日以後においては当該改正規定による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の2の2の項の右欄に掲げる市の長が管理することとなる事務に係るものは、同日以後における同令の適用については、当該市の長に対してなされた届出とみなす。

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第97号

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

第1条 北海道地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の4第2項第9号」を「第30条の4第2項第10号」に、「同項第10号」を「同項第11号」に改める。

第2条 北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の4第2項第10号」を「第30条の4第2項第12号」に、「同項第11号」を「同項第13号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

薬事法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第98号

薬事法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道青少年健全育成条例の一部改正）

第1条 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

第40条第5号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

（北海道地方薬事審議会条例の一部改正）

第2条 北海道地方薬事審議会条例（昭和37年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

（北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第99号）の一部を次のように改正する。

第19条第6号ただし書中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

（北海道農政部手数料条例の一部改正）

第4条 北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表23の項及び24の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表25の項及び26の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同表27の項から29の4の項までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表30の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業（）」を「貸与業（）」に、「賃貸業に」を「貸与業に」に、「動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料」を「動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料」に改め、同表31の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業（）」を「貸与業（）」に、「賃貸業に」を「貸与業に」に、「動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料」を「動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料」に改める。

（北海道食の安全・安心条例の一部改正）

第5条 北海道食の安全・安心条例（平成17年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改め、同条第4号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第99号

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

(北海道認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 北海道認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件（第3条―第9条）

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（第10条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

第1条中「同条第3項」を「第3項並びに第13条第1項」に、「認定こども園（法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の認定の要件に関し必要な事項」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（以下「設備運営基準」という。）」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「次のいずれかに該当する施設」を「法

第3条第1項の認定を受けた幼稚園及び同条第3項の認定を受けた連携施設」に改め、同号ア及びイを削り、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第3号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において使用する用語の例による。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

第3条第1項第1号中「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を「事項をいう。第7条第1項において同じ」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同項第2号中「認可外保育施設（以下「保育所等」という。）」を「保育機能施設」に、「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、「実施」を「利用」に改め、同項第3号中「法第2条第6項に規定する」及び「(以下「子育て支援事業」という。）」を削り、同条第2項第1号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第2号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

第4条第1項中「認定こども園」の次に「(幼保連携型認定こども園を除く。以下この章において同じ。）」を加え、「保育に従事する者」を「教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育。次項において同じ。）に従事する職員」に改め、同項第1号及び第2号中「に満たない」を「未満の」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上

第4条第1項第4号を削り、同項第5号中「のうち長時間利用児」を削り、同号を同項第4号とし、同条第2項中「保育に従事する者」を「教育及び保育に従事する職員」に改め、同条第3項前段を次のように改める。

幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所

と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（次条第3項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（同条第4項及び第13条第5項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。

第5条第1項中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第2項中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第3項中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第6条第1項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2項本文中「に満たない」を「未満の」に改め、同項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に、「第9項」を「第10項」に改め、同条第4項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に改め、同条第5項ただし書中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同項第2号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第6項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同条第7項を次のように改める。

7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、第3項の規定による調理室の設置に代えることができる。

第6条第9項各号中「に満たない」を「未満の」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該

幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第7条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

第9条中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

第10条を第20条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第2章の次に次の1章を加える。

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

（設備運営基準の目的）

第10条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第11条 知事は、北海道社会福祉審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（学級の編制の基準）

第12条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の配置の基準）

第13条 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる基準の教育及び保育（満3

歳未満の園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員を置かなければならない。

- (1) 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上
- (4) 満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上

2 前項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園の園長が専任でない場合は、原則として、同項の規定により置かなければならないこととされる職員の数に1を加えた数の職員を置かなければならない。

3 前2項の規定により置かなければならない職員は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、同項の登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、教育及び保育に直接従事する職員とする。

4 前3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園には、常時2人以上の教育及び保育に直接従事する職員を置かなければならない。

5 幼保連携型認定こども園においては、各学級ごとに学級担任として主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を少なくとも1人置かなければならない。

6 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、規則で定める幼保連携型認定こども園においては、調理員を置かないことができる。

7 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部に他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねさせることができる。ただし、保育に直接従事する職員については、この限りでない。

8 幼保連携型認定こども園には、子育て支援事業に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない。

9 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定め

る。

（設備の基準）

第14条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 前項の園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

3 第1項の園舎は、2階建て以下とする。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、3階建て以上とすることができる。

4 第1項の園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積と320平方メートルとの合計の面積

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、第6項及び第7項に定める基準により必要とされる面積

5 第1項の園舎には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 職員室

(2) 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては、乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備

(9) 手洗用設備及び足洗用設備

6 前項第2号に掲げる乳児室又はほふく室は、次に掲げる基準を満たさなけ

ればならない。

- (1) 乳児室の面積は、満2歳未満の園児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (2) ほふく室の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。

7 第5項第3号に掲げる保育室又は同項第4号に掲げる遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。

8 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、他の学校、社会福祉施設等の設備を当該幼保連携型認定こども園の設備の一部に兼ねさせることができる。ただし、第5項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる設備については、この限りでない。

9 幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（前項本文の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、第5項（第6号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定による調理室の設置に代えることができる。

10 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第5項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えな

ればならない。

11 第1項の園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上でなければならない。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積

2学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積と330平方メートルとの合計の面積
3学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積と400平方メートルとの合計の面積

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

12 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

13 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の幼保連携型認定こども園の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第16条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科については、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第17条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(管理運営の基準等)

第18条 幼保連携型認定こども園は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

- (1) 耐震、防災（自然災害に係る対策を含む。）、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制
- (2) 事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができる体制
- 2 幼保連携型認定こども園は、園児に事故が発生した場合においては、速やかにその保護者等への連絡、記録の整備その他の必要な措置を講じるとともに、当該事故が園児の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、及び障害のある子ども等の受入れに適切に配慮しなければならない。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第19条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第2項

及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条（第2項を除く。）、第45条第1項（第9号に係る部分に限る。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(北海道社会福祉審議会条例の一部改正)

第2条 北海道社会福祉審議会条例（平成12年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(幼保連携型認定こども園に関する調査審議)

第8条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関とし、同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第11条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第1条の規定による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定によりみなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）に配置しなければならない職員の数については、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、改正後の条例第14条の規

定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）についての改正後の条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。
- 5 知事は、改正法附則第9条の規定により改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可の手續その他の行為を行おうとするときは、施行日前においても、北海道社会福祉審議会に対し同条第3項の規定による意見の聴取を行うことができる。この場合において、北海道社会福祉審議会は、当該意見の聴取に係る事項を調査審議するものとする。
- （規則への委任）
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第100号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年6月30日」を「平成32年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第101号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

第20条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第51条及び第52条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第51条 保育所は、法第39条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、法第39条に規定する業務の質について定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない

い。

第52条 削除

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第102号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「北海道高等盲学校」を「北海道札幌視覚支援学校」に改める。

別表第1 北海道赤平高等学校の項、北海道札幌拓北高等学校の項及び北海道戸井高等学校の項を削る。

別表第2 北海道高等盲学校の項を削り、同表北海道札幌稲穂高等支援学校の項の次に次のように加える。

北海道札幌視覚支援学校	札幌市
-------------	-----

別表第2 北海道札幌盲学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。